

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	特別療養費の支給	
根拠法令・条項	国民健康保険法第54条の3第1項又は第2項 国民健康保険法施行規則第27条の5及び第27条の5の2	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
審 査 基 準	保険者は、災害その他政令で定める特別な理由がないにも関わらず、保険料を滞納している世帯に対して、当該世帯に属する被保険者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）を特別療養費の支給対象とすることができる。 資格確認書の交付を受けている場合は、資格確認書の返還を求めることができる。 資格確認書が返還されたときは、これに代えて、特別療養費を支給する旨を記載した資格確認書（特別療養）を交付する。 特別療養費の支給対象となり、保険医療機関等で資格確認書（特別療養）を提示し、又はマイナ保険証で電子資格確認を受けて受診し、療養にかかる費用を全額支払ったときは、申請により、保険給付相当額の特別療養費を支給する。滞納があり、特別療養費の支給がある場合、原則として、特別療養費を滞納保険料に充当する。 申請に必要なもの ・被保険者であることが確認できるもの ・印かん（朱肉を使うもの） ※世帯主が自署する場合は不要 ・支払った費用の領収証	
標準処理期間	標準処理期間	90日
	標準処理期間を設定できない理由	